

## 平成 25 年度静岡県防災会議 会議録

平成 25 年 6 月 27 日(木)  
静岡県庁別館 8 階第 1 会議室

午後 3 時 29 分開会

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成 25 年度静岡県防災会議を開催いたします。

それでは、初めに会長の川勝平太静岡県知事から御挨拶申し上げます。

○川勝会長 本日は、お暑い中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

昨年の 8 月 30 日に、南海トラフの巨大地震に係る被害想定が中央政府のほうから出されました。もとよりこれは、一昨年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災を受けてのことです。そして、この事態というのは、東海・東南海・南海。南海トラフを抱える本県においては無縁のことではないということで、これまで防災対策に万全を期してきたところでございます。

私ども県といたしましては、静岡県防災原子力学術会議において、専門的、学術的な視点から、防災対策への御意見を、もう既に 20 回以上伺っております。オープンにして会議を開いて伺ってきたところでございます。そして、第 4 次地震被害想定や原子力防災対策の充実・強化の検討を進めてまいりまして、本日、第 4 次地震被害想定（第一次報告）と、地震・津波対策アクションプログラム 2013 を報告する運びと相なった次第でございます。今後は、新しい行動目標である「地震・津波対策アクションプログラム 2013」を着実に実施し、被害をできる限り軽減するように取り組んでまいります。

このため、巨額な財源が必要となります。中央政府では、南海トラフの巨大地震、本県だけで 10 万余、日本全国で 30 有余万の人命が失われるということが想定だと言ひながら、まだその予算措置を講じておりません。しかし我々は、この間 2 月に中間報告を出し、今回ここで第一次報告というものを報告申し上げた。その報告が、皆様方によつて承認されますならば、すぐにこれを実施に移さなければなりません。すなわち、そのためにはあらゆる手段を検討しなければならないと。言うまでもなく、手段を講じる、

すなわち財源を投するということでございます。私どもは、徹底した行財政改革をしてまいりましたけれども、県民の命と財産を守るということが我々の最大の使命でございますので、ここは職員の給与の一部を削減するということも、我々は覚悟をして検討してまいりたいと考えております。

本日は、静岡県地域防災計画の修正につきましてお諮り申し上げますけれども、その主な内容は、東北地方太平洋沖地震の教訓を反映した国の防災基本計画の修正や、地震防災緊急事業五箇年計画の修正、第4次地震被害想定（第一次報告）の策定等に伴うものでございまして、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上、御挨拶申し上げました。

○司会 本日は、代理出席を含め46名の方々に御出席いただいております。

新たに加わった委員を御紹介いたします。

一般社団法人静岡県建設業協会会长 伊藤 孝 様。

○静岡県建設業協会会长 建設業協会の伊藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、本日の議長は、会長であります川勝知事が務めます。知事、お願ひいたします。

○川勝会長 それでは、私が議長を務めまして議事を進行してまいりますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、議事に先立ちまして、静岡県防災会議運営要領第7条の規定に基づき、本日の議事録署名人を御指名申し上げます。

農林水産省関東農政局静岡地域センターの西村 進委員。一般社団法人静岡県LPGガス協会の館林一樹委員の御両名を御指名申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議事次第に従いまして、本日の協議事項から進めてまいります。

まず、静岡県地域防災計画の修正につきまして、事務局から御説明ください。

○危機政策課長 危機政策課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

それでは、静岡県地域防災計画の修正について、御説明いたします。

まず、お手元の資料1を御覧ください。

県地域防災計画の修正（案）は、本日の県防災会議で御協議をいただき、御承認をいただけましたならば、本案により内閣総理大臣に対し御報告するとともに、公表する性

格のものでございます。

それでは、資料 1 の 1 ページ目をお開きください。

今回の修正は、「1 地域防災計画」の、共通対策の巻、地震対策の巻から大規模事故対策の巻までの 7 つの巻と、2 の地域防災計画原子力災害対策の巻の 2 つに大別されます。

私からは、1 の共通対策の巻、地震対策の巻等、7 つの巻に関する修正内容について、御説明いたします。

これらの巻の修正項目を 5 点に整理いたしました。

1 点目は、平成 24 年 6 月に改正された、国の防災基本計画の修正に伴う修正でございまして、災害に対する即応力の強化と被災者への対応改善の追加を行なうものでございます。2 点目は、地震防災緊急事業五箇年計画の変更に伴う修正でございます。3 点目は、指定地方公共機関の追加に伴う修正でございます。4 点目は、この後御報告いたしますが、県の第 4 次地震被害想定の第一次報告を踏まえた修正でございます。5 点目は、名称や組織変更に伴う改正をはじめとした修正でございます。

それでは個別の内容を説明いたします。2 ページ目をお開きください。

「国の防災基本計画の修正に伴う修正」でございます。

中央防災会議は、平成 24 年 6 月の災害対策基本法の改正や、同 7 月の中央防災会議、防災対策推進会議の最終報告などを踏まえ、大規模広域災害への対策の追加等を目的として、平成 24 年 9 月に国の防災基本計画の修正を行ないました。これを踏まえまして、災害に対する即応力の強化として、複合災害、連続災害への対応を追加いたします。

具体的には、共通対策の巻において、第 1 章 総則の第 4 節「予想される災害と地域」に、これまで記載のあった、地震・津波、原子力災害等 8 つの災害の類型に加え、「複合災害・連続災害」の類型を設けました。

そして、第 2 章「災害予防計画」に、第 14 節として、新しく「複合災害対策及び連続災害対策」の節を設け、県、市町及び防災関係機関が、複合災害・連続災害の発生可能性を認識し、備えを充実することなどを定めております。

また、第 3 章「災害応急対策計画」の第 7 節「避難救出計画」の中に、「広域避難・広域一時滞在」の項目を設け、区域外への広域的な避難に関する流れなどを定めております。

イの「被災者への対応改善」に関しては、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組

みの導入を定めます。具体的には、第3章「災害応急対策計画」の第9節「衣料、生活必需品、その他の物質供給計画」の中に、県が、被災市町からの要請が滞る場合には、要請を待たずに、避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災市町へ輸送することを検討することなどを定めております。

次に、4ページをお開きください。

「地震防災緊急事業五箇年計画の変更に伴う修正」について、御説明します。

第4次地震防災緊急事業五箇年計画については、平成24年3月に内閣総理大臣からの承認を得たことから、地震対策の巻に記載しております。そして、平成25年3月に、消防用施設の整備、学校施設の耐震化等に関し、事業計画の修正があったため、地域防災計画の記載を改めることといたしております。

次に、5ページを御覧ください。

「指定地方公共機関の追加に伴う修正」についてです。

県の指定地方公共機関については、災害対策基本法に基づき、県内で公益的事業を営む法人等から、これまで46の法人等を指定してきたところです。このたび、一般社団法人静岡県建設業協会には、公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力。公益社団法人静岡県栄養士会には、災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力、避難所における健康相談に関する協力を防災上の役割として期待し、県において、この2つの法人を指定地方公共機関として指定しました。

これに伴いまして、共通対策、地震対策、津波対策のそれぞれの巻の防災関係機関の項目に、この2法人を加えることとしております。

6ページをお開きください。

「第4次地震被害想定の第一次報告の策定を踏まえた修正」について説明します。

第4次地震被害想定の第一次報告については、後ほど報告事項の中で説明することとしておりますが、県では、東日本大震災等の教訓や、蓄積された科学的知見を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料とするため、第4次地震被害想定を実施しました。また、あわせて、その対策としてアクションプログラム2013を策定したところあります。

第4次地震被害想定では、これまでの地震被害想定で対象としてきました、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす、いわゆるレベル1の地震・津波に加え、東日本大震災の教訓を踏まえ、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害を

もたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの、いわゆるレベル2の地震・津波についても検討し、駿河トラフ、南海トラフ沿いと相模トラフ沿いのそれぞれで発生する地震・津波を想定の対象としました。

これらに伴いまして、県地域防災計画では、予想される災害を第4次地震被害想定の対象に改めるとともに、対策の根拠を、これまでのアクションプログラム2006から2013へと改める修正を行なっております。

次に、8ページをお開きください。

「その他」でございます。その他といたしましては、組織変更に伴う名称修正、防災関係機関の防災業務計画の修正に伴う修正、実績値等の時点修正などの改正を行なうこととしており、具体的には8ページから12ページに記載してあるとおりでございます。

共通対策の巻等の修正内容につきましては以上でございます。

○原子力安全対策課長 続きまして、原子力災害対策の巻の修正概要につきまして、原子力安全対策課長、杉浦より説明をいたします。

お手元の資料1の13ページを御覧いただきたいと思います。

国の原子力災害対策指針が、今年の2月27日に改正されましたので、この改正に伴いまして所要の修正を行なうものでございます。

資料のア及びイに記載した内容は、原子力災害発生時における防護対策を規定したものでございます。

まず、アに記載しておりますように、EALとは、放射性物質が漏れる前の段階において、「発電所がこのような状態になったら」、あるいは「外的事象がこのような状態になつたら、こういう防護措置を講ずるのですよ」という基準でございまして、その基準を計画に盛り込みました。

EALの基準は、表に記載の3つの基準に分かれておりまして、まず1点目の緊急事態ですが、資料2の新旧対照表105ページを御覧いただきたいと思います。

105ページのほうですけれども、例えば県内で震度6弱以上の地震が発生するなどの事態になりましたら、措置の概要の欄に記載しておりますように、原子力発電所から5km圏内でありますPAZ中の住民防護の準備を開始いたします。

2点目が、施設敷地緊急事態です。こちらは新旧対照表の106ページの表を御覧いただきたいと思います。

事態が進展しまして原子炉冷却剤の漏洩などの事態になりましたら、PAZ内の住民

の避難準備に加えまして、P A Z 内の災害時要援護者等の避難を開始することとしております。

3 点目が全面緊急事態でございます。こちらは新旧対照表 107 ページの表を御覧いただきたいと思います。

さらに事態が進展しまして、原子炉停止などができるなどの事態になりましたら、P A Z 内の住民全員の避難や、原子力発電所から 31km 圏内であります U P Z 内住民の屋内退避等を実施することとなります。

以上が E A L の内容でございます。

次に、資料 1 の 13 ページのイに記載しております O I L 。こちらにつきましては、放射性物質がついに漏れ出したという状況の中で、どのような値の放射線量が測定されましたらどのような行動等をとるべきかを規定したものでございます。

O I L の基準も幾つか分類されておりまして、1 点目が避難や屋内退避、一時移転の基準。2 点目が人のスクリーニングや除染の基準。3 点目が飲食物のスクリーニングや摂取制限の基準でございます。

まず、1 点目の避難や屋内退避の基準ですが、もう一度新旧対照表の 108 ページを御覧いただきたいと思います。

108 ページの表にありますように、O I L 1 、 O I L 2 でその基準を定めております。表に示してありますように、一定以上の放射線量を測定しましたら、避難や一時移転などの防護措置を講じることを規定したものです。

2 点目がスクリーニングや除染の基準で、こちらは新旧対照表の 109 ページの下段の表を御覧いただきたいと思います。体の表面を GM カウンター等で測定しまして一定以上の値が出ました場合には除染をすることとして、その基準を示したものでございます。

3 点目が飲食物の出荷制限や摂取制限に関する基準でございます。こちらは新旧対照表の 111 ページの表を御覧ください。

表に記載する空間線量等が検出された場合には、飲食物の放射性核種濃度を測定しまして、測定した結果、今度は新旧対照表 112 ページ上段、O I L 6 という表がございますけれども、この表に記載の基準に達した場合には摂取制限を迅速に実施することとなります。

以上が O I L の基準でございます。

資料 1 に戻りまして、あと 13 ページ、ウの「 U P Z の一部地域を P A Z に変更」に

ついてでございますが、こちらは牧之原市に関する改正でございまして、表に記載する地域につきまして、原発から 5 km 圏内である P A Z に含めることが、効率的、効果的な防災対策を講じることができるとの、牧之原市の防災会議の結果を受けまして区域を見直すこととしたものでございます。

このほか、13 ページ、工に記載しましたような名称や組織の変更等に伴う修正等を行ないました。

以上が原子力災害対策の巻の主な修正点でございます。

○危機政策課長 引き続きまして、市町地域防災計画の修正について、御説明いたします。

お手元の資料 3、「市町地域防災計画の修正」の 1 ページをお開きください。

市町の地域防災計画につきましては、災害対策基本法により、市町防災会議での修正後、速やかに県知事に報告することとされております。

昨年 6 月の防災会議以降、現在までに県に修正報告があった市町は、1 ページの表に記載がありますとおり、27 市町になります。

市町地域防災計画の修正事項に関しましては、「平成 24 年度静岡県地域防災計画の修正等に伴う修正」と「その他」の 2 つに大別した上で、6 つの事項に整理しております。修正があった項目に○印を掲載しております。

まず、県地域防災計画の修正に伴う修正でございます。

この修正には、主に 4 つの修正事項がございました。1 つ目は、地震・津波対策の抜本的強化等を目的とした、平成 23 年 12 月の国の防災基本計画の修正に伴う修正でございます。これに伴い、各市町では、「最大クラスの地震・津波を想定する方針」「津波からの避難についての防災教育の推進」「居住地以外の市町に避難する被災者への情報提供の配慮」等の追加を行なっておるところでございます。

2 つ目は、国の防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の決定に伴う修正でございます。

国は、平成 24 年度に原子力災害対策特別措置法の一部の改正を行ない、同法に基づき原子力災害対策指針を決定するとともに、「防災基本計画（原子力災害対策編）」を改定いたしました。これに伴い、本年 2 月、県は原子力災害対策の巻について、原子力災害対策重点区域を拡大する等の修正を行なったところであります。

市町地域防災計画の修正は、この原子力災害対策重点区域の拡大により、新たに原子力災害対策編を作成することが必要になった市町及び修正が必要になった市が行なった

ものであります。

3つ目は、県の第4次地震防災緊急事業五箇年計画の策定に伴う修正でございます。

昨年3月に当該計画を作成し、内閣総理大臣から承認を得たことから、県地域防災計画の地震対策の巻を、第3次から第4次地震防災緊急事業五箇年計画の記載に改めておりますので、それに従って今回も改めるという内容でございます。

4つ目は、新東名高速道路開通に伴う修正でございます。平成24年4月に、御殿場ジャンクションから三ヶ日ジャンクションの間について、新東名高速道路が開通いたしました。これに伴い、災害の応急対策を行なう車両が通行するために行なう交通規制の実施箇所に新東名高速道路を追加する等の内容修正でございます。

次に、市町独自の状況に応じた修正でございます。恐れ入りますが、各市町の個別の修正状況については、3ページ目に概要を掲載しておりますので、御参照ください。

各市町の立地条件や、これまでの対策の状況等により内容は様々でありますが、例えば避難所におきます保健師等による巡回健康相談の実施を追加したり、福祉施設整備事業箇所を追加したり、または津波対策編を初めとする各種の対策編等を新設するなどの修正があったところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、最後の「表現の見直し等の修正」でございますが、この内容といたしましては、主に防災関係機関の名称、組織変更、防災業務計画の修正等に伴う修正や実績等の時点修正などであります。

今回修正報告のありました内容は、県の地域防災計画の修正を踏まえ、それぞれの市町において見直しが図られたものであります。他方、今回修正報告のない市町については、第4次地震被害想定を踏まえた上での修正を検討しているとのことでございますので、本日の県の第4次被害想定の公表を受けて、それぞれの地域防災計画を修正していくこととなります。

県といたしましては、市町地域防災計画の修正を働きかけるとともに、市町と連携し、より一層の防災・減災の対策に取り組んでまいります。

以上であります。

○川勝会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、御質問あるいは御意見、ないようございますので、原案のとおりで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○川勝会長 ありがとうございました。それでは、静岡県地域防災計画の修正、市町地域防災計画の修正につきましては、本案により、この会議で承認されたものといたします。

なお、静岡県地域防災計画につきましては、本案により内閣総理大臣に修正報告することといたします。

続きまして、報告事項に移ります。まず、委員からの報告事項をお願い申し上げます。

静岡地方気象台さん、お願いいたします。

○静岡地方気象台長 静岡地方気象台の宮本でございます。本日は、特別警報につきまして、御報告させていただきたいと思います。

気象庁では、防災気象情報の的確な発表に努めているところでございますが、平成23年の東日本大震災や、同年9月の台風12号による大雨被害などでは、警報の基準をはるかに超える大津波または豪雨となりまして、警報ではその危険性を十分にお伝えできなかつたという点がございました。この点を踏まえまして、今年3月には津波警報の改善をしておりまし、また今回新たに「特別警報」というものを創設しまして、8月30日より実施を開始いたします。

現在、静岡県の御協力をいただきながら、その実施基準の策定、また市町や関係する防災機関等への御説明、そして住民の皆様等への周知・広報に努めているところでございます。

特別警報と申しますのは、大きく分けて、大雨に起因するもの、それから大雪に起因するもの、もう一つ、台風等の異常に発達した低気圧に起因するものと、それから地震・津波・火山に関係するもの等がございますが、いずれにしましても、現在の警報の基準をはるかに超える異常な現象が起きまして、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合に発表いたします。過去の災害の例をとりますと、例えば昭和34年の伊勢湾台風、それから38年のいわゆる「38豪雪」、それから平成12年の三宅島とか有珠山の噴火。そして平成23年の東日本大震災。または同年9月の台風12号による紀伊半島での大水害のような場合に発表されますので、万が一発表された場合には、直ちに、できるだけ多くの手段で、一人でも多くの住民の皆さんにお伝えいただけるように御協力いただければと思っておりますし、またこの特別警報というのは、住民の皆様の命を守ることに直結する非常に重要な情報であるということを御理解いただきまして、実施までの準備、そして実施に際しての御対応等に御協力をいただければと思います。

報告は以上でございます。

○川勝会長 どうもありがとうございました。

ほかに、委員の皆様方から御報告はございますでしょうか。

特にないようですので、事務局からの報告事項をお願いします。なお、質問等ございましたら、最後に一括してお受け申し上げたいと思います。

○地域医療課長 それでは、健康福祉部地域医療課長の竹内でございます。

静岡県地域医療基本計画の改定について、御報告申し上げます。

お手元の資料5を御覧いただきたいと思います。

本計画は、静岡県地域防災計画のうち、災害時の医療に関する個別計画として、昭和58年3月に策定され、これまで阪神・淡路大震災や東海地震による被害想定の見直し等、状況の変化に応じた改定を重ねてまいりました。これまでの計画は、平成18年11月に最終改定されたものですが、東日本大震災の状況や、災害拠点病院における災害医療派遣チームDMATの整備等を踏まえ、南海トラフの巨大地震を初めとする様々な規模の災害や、県外大規模災害等に対応するため、このたび全面的な見直しを行ないました。

2は、4つの主な改定事項をお示ししたものです。

まず、(1)の「医療救護期間の区分の設定」につきましては、改訂前は、発災後1週間程度までの比較的短期間の計画であったものを、東日本大震災の経験を踏まえ、発災後1カ月程度までの長期の対応を想定した計画とし、この間の状況の変化に対応できるよう、3つのフェーズに区分した上で、フェーズ別の活動計画を定めたものです。

次に、(2)の「地域災害医療対策会議及び災害医療(医療・薬事)コーディネーター」につきましては、原則として二次医療圏を単位とする県内9地域において、平時から地域の災害医療関係者による顔の見えるネットワークづくりを行ない、関連する情報を共有するとともに、大規模災害発生時には、地域の医療体制と、災害医療に詳しい災害医療コーディネーターが、地域の医療資源の需給調整を行なうことにより災害医療提供体制の強化を図るものです。

(3)の広域支援体制につきましては、大規模災害時に県外からの支援を円滑に受け入れができるよう、県災害対策本部内にDMAT調整本部を設置するとともに、日本赤十字社や医師会等、関係団体との連携により、県外DMATや日本赤十字社救護班、日本医師会災害医療チーム(JMAT)等、医療チームの受け入れ体制を整備するものです。

県外からの医療チームの受け入れは、従来、富士山静岡空港など、県内3カ所の広域搬送拠点の空路のみとしておりましたけれども、高規格で災害に強い新東名高速道路が開通しましたことから、これを最大限活用することにより、陸路による県内各地への医療チームの派遣体制が整備できることになったものであります。

最後に、(4)の応援派遣体制についてですが、これまで県内で発生する災害への応援派遣を想定しておりましたが、東日本大震災への対応を踏まえ、県外の大規模災害発生時における応援派遣体制の充実を図るものであります。特に DMAT につきましては、今後指定を予定している災害拠点病院を含め、平成25年度中に21病院が DMAT を保有する見込みであり、このほかに、応援派遣を行なう予定の応援班を設置する病院を含め、静岡県の医療救護チームが県外への応援派遣を行なう体制の充実が図られることとなっております。

なお、詳細につきましては、2ページ以降の参考のウにとりまとめました、計画の構成及び特徴を御参考にしていただきながら、お手元のその他の資料としてお配りしております計画本体の冊子を御覧いただければと思います。

静岡県医療救護計画の改定については以上であります。

○静岡県危機管理部理事 引き続きまして、静岡県第4次地震被害想定の策定につきまして、御報告申し上げます。

資料6を御覧ください。

資料6には、枝番を振って、資料6-1、6-2、6-3、6-4、それからその他の資料といたしまして、一番下側から2つ目の資料になりますが、静岡県第4次地震被害想定結果（第一次報告）と、これだけの資料がございます。

私のほうからは、ポイントのみの御紹介ということで、資料6-1と6-2を使って御説明したいと思います。

それでは、資料6-1を御覧いただきたいと思います。

第4次地震被害想定の経緯と今後の予定でございます。

静岡県の第4次地震被害想定につきましては、一昨年の東日本大震災。この教訓を踏まえて策定していくということで進めてございますが、一方で、左側に国との流れも書きせていただきましたように、南海トラフ巨大地震、國のほうで被害想定をしております。これとの整合を図りながら進めているところでございます。具体的には、昨年の2月に第4次地震被害想定策定会議を設置いたしまして、静岡県防災・原子力学術会議の

専門家の御意見を伺いながら策定作業を進めてまいりました。昨年の12月には、今後の地震・津波対策の方針を公表するとともに、2月には中間報告をいたしました。この中間報告につきましては、今年2月の臨時のこの防災会議において報告させていただいたところでございます。

今回、6月27日のところでございますが、第4次地震被害想定の第一次報告のとりまとめを行ないました。

この中では、括弧書きにありますように、地震動や津波、いわゆる自然現象の想定と、人的・物的被害、また被害対応のシナリオについて、とりまとめたものでございます。

なお、第二次報告といたしましては、今年の秋にライフライン被害、交通施設被害、経済被害等を予定しております。これは、国のほうの経済被害等が今年の3月にずれ込んだことに伴いまして、若干お時間をいただいて、秋までにとりまとめをしたいということでございます。

なお、また地震・津波対策アクションプログラム2013も、あわせて今回策定しておりまして、これは後ほどまた御説明をしたいと思います。

それでは、資料6-2のほうを御覧ください。今回の第一次報告のポイント①というものでございます。

まず、被害想定の目的でございますが、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用すると。相手を知ることによって備えを固めていくということでございます。今回の被害想定の特徴といたしましては、レベル1、レベル2と、2つのレベルの地震・津波を想定対象といたしました。

レベル1の地震・津波は、駿河トラフ・南海トラフでは、約100年から150年に1回繰り返して地震が発生しております。そういうた、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波。これをレベル1の地震・津波としております。

また、レベル2の地震・津波につきましては、南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低い。千年あるいは数千年に一度という、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波という設定でございます。

具体的な対象地震でございますが、その下の表にあるとおりでございます。駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震につきましては、第3次被害想定では東海地震を対象としておりましたが、今回は東海地震に加えて、東海・南海地震、あるいは東海・東

南海・南海地震、いわゆる二連動、三連動も視野に入れたものとしております。

また、レベル2につきましては南海トラフ巨大地震。

また、相模トラフ沿いで発生する地震といたしましては、第3次被害想定の場合には、神奈川県西部の地震等、マグニチュード7の地震を想定対象といたしまして、今回はプレート境界型の地震としまして、いわゆる大正の関東大震災の地震であります1923年の大正型の関東地震、また1703年の元禄地震でございます元禄型の関東地震をレベル2とさせていただいたところでございます。

なお、ここで※印にありますように、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波を検討する上での地震や津波のモデルでございますが、2003年の中防災会議のモデルが、最新のモデルとして現状においては活用できるモデルでございますが、これにつきましては、国でも見直しが進められていると、こんなふうに伺っております。

今回の第4次地震被害想定におきましては、地震動につきましては、レベル1、レベル2、静岡県にとりまして、揺れの大きさは本質的な差はないだろうというふうに考えまして、レベル1の地震につきましては、南海トラフ巨大地震の基本ケースにより計算をしております。

また、レベル1の津波につきましては、レベル1、レベル2の津波につきましては本質的な違いがございますので、2003年の中防災会議のモデルにより検討しております。

なお、国から新しいモデルが発表された場合には、内容を確認した上で、必要に応じて被害想定の再計算など、対応を講じていきたいと考えております。

想定の前提条件といたしましては、国が昨年やりました南海トラフ巨大地震の地盤モデル、あるいは地形モデル、堤防データ等をいたいた上で、静岡県が持っておりますボーリングデータ、2級河川の測量成果等を活用しながら数値化を図った上で、静岡県の実情がより反映されるような被害想定に努めたところでございます。

その結果でございます、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震。中段でございますが、レベル1の地震・津波につきまして、まず地震動につきましては、県の中部から西部にかけて、震度7あるいは6強の地域が第3次想定に比べて増加する形となってございます。

また、津波につきましても、全体の浸水面積は、これまでの対策の効果等で減ってはございますが、今回の被害想定では、津波が乗り越えると堤防が破壊されると。第3次

想定に比べますと厳しい条件でやっておりますので、浸水深2m以上のところは逆に浸水面積が増えるということでございます。

この状況につきましては、実は2ページのほうを御覧いただきますと、震度分布図あるいは津波高がございますので、あわせて御覧いただければと思います。

また、建物被害につきましては、県の中部から西部を中心に大きな被害が発生すると、第3次想定に比べてやや大きめの被害となっております。

また、人的被害につきましては、駿河湾沿岸を中心としたしまして、津波による死者数が大幅に増加しております。第3次想定におきましては、死者数5,851人を推定したところでございますが、今回は約1万6,000人に、大幅な増加となっております。大幅に増加した要因としましては、津波によるものでございます。ここにつきましては、先ほど申しましたように、津波による津波の浸水深が深くなっている区域が増えているということと同時に、津波の死者数を想定する手法も3次想定と変えておりまして、今回は、昨年国のはうが行ないましたものと同様に、津波が浸水する区域の人々が安全な場所に実際に避難できるかどうかと。そういうシミュレーションをやっておりまして、静岡県の場合、津波の到達時間の早い地域、特に駿河湾沿岸を中心にございますので、このような人的な被害の推定結果となったところでございます。

レベル2の地震・津波につきましては、地震動、津波、建物被害、人的被害。この辺、昨年国のはうが8月に示した被害想定の結果とほぼ同じような結果になってございます。津波の浸水面積につきましては、やや国の想定結果よりも増えております。また人的被害につきましても、やはり10万人を超える死者数が見込まれると。津波がそのうち約9万6,000人ということで、津波による被害が甚大なものとなっております。

一方、相模トラフ沿いで発生する地震につきましては、先ほど申し上げましたように、地震のマグニチュードの規模が大きな地震のはうに多少変更しております関係から、地震動の震度分布も、震度7から6強の地域が増加しております。津波につきましても、伊豆半島の東岸を中心に浸水域が発生しております。建物被害、人的被害、いずれも第3次想定と比べますと大きなものとなっております。人的被害につきましても、最大の要因となりましたのが津波ということでございます。

レベル2の地震・津波につきましては、一回り大きな元禄型の関東地震でやっておりますので、いずれの地震動、津波、建物被害、人的被害も、レベル1に比べますと一回り大きな被害の想定結果となっております。

また、一番下のところでございますが、防災対策の効果につきましてもシミュレーションをしております。建物の耐震化が現状よりも進んだらどうなるか。あるいは家具の固定等、転倒防止等が進んだ場合どうなるか。津波避難の迅速化や、津波避難ビルを活用すれば、さらに人的な被害を減らすことができる。あるいは地震予知。専門家の間でいろいろな御議論がございますが、地震予知がされると大きな減災効果が得られると。こんなシミュレーションも、今回の報告の中に入れさせていただいたところでございます。

それでは、3ページのほうを御覧ください。

静岡県の被害想定の1つの特色になっていると思いますが、人的・物的、そういうた  
数的な被害の想定だけではなく、被害と対応について、時系列で整理し、シナリオで  
想定していく、いわゆる定性的なシナリオの想定ということをしておりまして、今回第  
4次地震被害想定におきましても同様に行なっております。こういったものを行なう目的  
といたしましては、災害対策を行なう上で重要な視点やタイミング、課題を明らかに  
して対策の基礎資料として活用するものでございます。

左側に、今回想定したシナリオを16ほど書かせていただいておりますが、第3次地  
震被害想定と比べて増やしているシナリオは、8番目、遺体の収容・身元確認・安置・  
埋火葬の対応シナリオ。これは東日本大震災の津波被害の状況。これを教訓としてシナ  
リオにまとめているものでございます。

それから、15番目、16番目のシナリオでございます。15番目は富士山火山災害対応  
シナリオ。これが連続災害として起きた場合のシナリオ。

また、16番目には、福島第一原子力発電所の事故を起こした教訓から、複合災害と  
して原子力災害が発生した場合の対応シナリオ。こういった、連続災害・複合災害が発生  
した場合に、お互いの災害対応が相互に制約し合うといった状況を、15番、16番のシ  
ナリオの中では想定をしたところでございます。

また、中央の上に、新たな津波被害の想定。また超広域災害。第4次地震被害想定は、  
第3次地震被害想定と比べますと、やはり津波被害が大きい。また震源域が広がれば広  
がるほど超広域災害になる。こういう観点から、特にこのシナリオにつきましては整理  
し、課題を明らかにしようということでやってきたところでございます。

例えば、7番目の救出救助・医療救護対応シナリオのところを御覧いただきますと、  
やはり津波の被害としましては、津波被害を受けた地域では救出活動が非常に困難な状

況が生まれる可能性があるということ。警察、消防、自衛隊等による救出活動の対応が必要になってまいりますが、救出活動がより困難になる可能性がある。

また、超広域災害のシナリオの中で言いますと、被災地外からの応援が分散する可能性があるということで、できるだけ近隣の住民の方が中心となって、地域でできるだけのことをする必要性が、より強くなるのだろうと。こんなシナリオの想定をしたところでございます。

以上、私のほうから第4次地震被害想定の概要について報告させていただきました。

○危機政策課長 それでは、引き続きまして、今の第4次地震被害想定への対応を図ります、静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013について、御説明いたします。資料は、お手元に資料7というものがあろうかと思いますが、本日はその概要版が、先ほどの資料6-2の4ページについておりますので、そちらの資料6-2の4ページで説明いたします。

まず、1の「基本方針」でございますが、まず「基本理念」といたしまして、ハード・ソフトの両面を可能な限り組み合わせて、想定される被害をできる限り軽減すること、「減災」を目指します。

「基本目標」といたしましては、1、「地震・津波から命を守る」。2、「被災後の県民の生活を守る」。3、「迅速かつ着実に復旧、復興を成し遂げる」の3点であります。

なお、県では、防災・減災と地域成長の両立を目指す「内陸フロンティアを拓く取組」の中で、事前の復興の考えに立った施策を進めておりまして、あわせて被害想定への対策に取り組むこととしております。減災目標は、「一人でも多くの県民の命を守る」としており、151のアクションを通じて実行してまいります。

2の「計画期間等」でありますが、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画としており、各アクションには、具体的な取組及び達成すべき数値目標、達成時期を設定しております。

また、「アクションの実施主体」でありますが、「自助」・「共助」・「公助」の考え方から、県主体のアクションはもとより、県民、事業所、市町等が主体となるものも盛り込んでおります。

施策体系ですが、先ほど申しました3つの基本目標、「命を守る」「生活を守る」「復旧、復興を成し遂げる」のもとに、それぞれ建築物の耐震化ですとか、避難生活の支援体制の充実、または被災事業者の迅速な再建を目指す等の11項目の施策分野を設定し、項

目ごとにアクションを配置しております。

3の「重点施策」であります、3つ設定いたしました。

まず第1は、「新たな津波被害想定への対策」であります。

アの「津波を防ぐ」といたしましては、防潮堤等津波防御施設の整備を進め、計画期間の10年間でレベル1の津波による人的被害を8割減少させることを目指します。

アクションNo.19の、「レベル1津波に対する津波対策施設の整備」から、28番の「港湾・漁港の緊急輸送岸壁等の耐震化」までの10のアクションで、津波対策施設の嵩上げや、液状化対策などの耐震化、粘り強い構造等への改良等を行なってまいります。

アクションNo.29の、「沿岸域の地形等を踏まえ更なる安全度の向上を図る『静岡モデル』の推進」であります、これは既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等を行なうものであり、今年度は沿岸21市町において検討会の設置を目指してまいります。

これらハード整備の詳細は、この後河川砂防局長から追加で御説明いたします。

イの「津波から逃げる」でございますが、津波浸水域にいる全員が、迅速に、適切な避難行動を取ることを目指すものであります。県民一人一人に、津波に関する正確な知識や、発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、アクションNo.31や32番による市町の津波避難計画やハザードマップの整備を促進した上で、34や35番の実践的な津波避難訓練を定期的に行なうほか、あらゆる機会をとらえて周知してまいります。

ウの「津波に備える」は、津波避難場所の空白地域を解消することを目指すものです。津波到達時間内に安全に避難できるよう、41番の津波避難タワーや命山などの津波避難施設の整備を促進するとともに、43や45番の公共土木施設への避難用階段等の設置を推進してまいります。

重点施策の第2は、「超広域災害への対応」であります。

南海トラフ巨大地震では、東海地方から九州にわたって甚大な被害が想定され、全国からの応援が不可欠になると考えられます。このため、広域支援を確実に、円滑に受け入れる体制整備として、アクションNo.80の「高次支援機能の強化」として、富士山静岡空港隣地への基幹的広域防災拠点の設置を推進してまいります。

あわせて、人的・物的資源等を滞ることなく順調に輸送できるよう、60番、62番に「緊急輸送路の整備」を掲載しております。

「地域の防災力の向上」として、102番の「静岡県ふじのくに防災士等の養成・活用」。  
「災害時要援護者の支援体制の整備」として、133番の福祉避難所の設置等を促進して

まいります。

また、県民の皆様の一人一人の御理解をいただき、138や139番のとおり、自宅や事業所等での7日以上の食料・飲料水の備蓄を進めてまいります。

重点施策の第3は、「複合災害・連続災害対策」であります。

原子力災害が複合した場合、富士山噴火が連続した場合の避難計画の策定及び訓練の実施等を、97番ほかのアクションとしております。

このほかにも、建物被害や火災、山・崖崩れなどの広範な地震・津波対策もアクションとして含めており、これらを着実に実施し、安全・安心な“ふじのくに”づくりに努めてまいります。

以上です。

○河川砂防局長 交通基盤部河川砂防局長の鈴木でございます。

私のほうから、本県におきます津波対策施設等の整備、ハード対策の概要につきまして、お手元の資料7、「地震・津波対策アクションプログラム2013」の後ろのほうをちょっと開いていただきますと、PowerPointの打ち出しがございます。「参考資料4」と書いてございます。これで説明させていただきたいと思います。

まず、参考資料4の1ページ目をお開きください。

本県の海岸線延長約506kmでございまして、そのうち約279kmの海岸の背後に人家や田畠等の保全対象がございます。この279kmのうち、これまでの第3次地震被害想定で必要な施設整備につきまして、おおむね9割程度について整備が完了しておりました。東日本大震災を受けまして、海岸等の津波対策施設は、数十年から百数十年ごとに繰り返し発生する津波、L1でございますが、静岡県では駿河湾、南海トラフ側ということでございまして、これについては100年から150年に1回発生するというふうに分析されておりますが、このL1津波を対象に必要な施設高さを確保するとの考え方方が国から示されています。

今回、第4次地震被害想定に対応する津波対策施設の整備の必要箇所を見直してございます。

対策の内容は、1ページ目下段に記載がございますが、津波を防ぐ高さへ施設を嵩上げすることに加えまして、質的強化といたしまして、耐震性の確保。さらに「災害に上限はない」という東日本大震災の教訓から、L1を超える津波が堤防を越えても、その機能を発揮できるような粘り強い構造への改良を、整備効果の高い箇所から順次進め、

今後 10 年間で L 1 津波による人的被害の 8 割を減災させるということを目指してまいります。

2 ページ目に、海岸施設整備のイメージをお示ししてございます。

海岸施設整備につきましては、先ほどの 279km のうち、高さが不足する区間が 117km ございまして、今後 10 年間で 68km、約 60% の施設の嵩上げを実施してまいりたいと考えてございます。

図上に緑色でお示しするような、耐震化、液状化対策等に加えまして、水色で示しますように、粘り強い構造への改良を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

1 ページめくっていただきまして、3 ページ目、4 ページ目に箇所図及び一覧表をお示ししてございます。

3 ページ目の黒で囲った海岸は、高くて、現状で施設高が満足されている。赤が今後 10 年間の整備箇所、緑色はその後着手する箇所となってございます。

4 ページの一覧表のうち、真ん中の港湾局所管海岸、右側の水産庁所管海岸の番号欄に○が記してございますのは、市町が管理する海岸でございます。県といたしましては、市町に対し整備を促してまいりますとともに、必要な支援を行なってまいりたいと考えてございます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

これは、河川の河口部におきます津波対策の概要でございます。

津波の影響を受ける県管理河川のうち、レベル 1 の津波高に対しまして高さが不足する河川が 67 河川ございます。このうち 10 年間で 38 河川の対策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。高さの確保に当たりましては、10 河川で堤防の嵩上げを、23 河川で水門の新設を、5 河川で水門の改良と、現時点では整理いたしておりますが、今後地域の皆様と協議しながら、対策方法につきましては改めて検討してまいります。

また、海岸と同様、河川においても耐震対策等を進めてまいります。

なお、津波の到達時間が短く、沿岸域に多くの人口、資産を抱えており、広範囲におきまして甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対しまして、地域住民の合意の整った箇所から、既存の防災林や道路などの嵩上げ、補強などによる、L 1 を超える津波に対し、さらなる安全度の向上を図る「静岡モデル」の推進を全県的に進めてまいりたいと考えてございます。

7 ページ目にお示ししたのは、現在浜松地域で進めております保安林の嵩上げの事例

でございますが、沿岸全ての市町と、今年度中に県や国の関係機関から成る検討会を立ち上げまして、津波に強い地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、8ページ目は、市町ごとに示した整備箇所の位置図の例でございます。こうしたものを見内沿岸市町ごとにお示ししてまいります。

また、あわせまして、10ページ目にお示しするような、施設整備による減災効果につきましても、今後お知らせしてまいる予定でございます。

私からの説明は以上です。

○総務課長 その他の報告事項につきましては、資料の紹介のみさせていただきます。

資料8は、静岡県津波対策検討会議における平成23・24年度検討結果でございます。

資料9は、富士山火山防災対策協議会の協議状況です。

資料10は、今年度の危機対処訓練計画となっております。

以上であります。

○川勝会長 どうもありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

原田市長さん、どうぞ。

○静岡県市長会会長 济みません。私、きょう市長会の会長という立場でも参っておりまますので、そうした意味を込めまして意見を言わせていただきたいと存じます。

1点目は、第4次の地震の被害想定が、とても精緻なシミュレーションのもとにできていて、これほど内容が細かく検討されている、この資料を拝見させていただいて、とても感心いたしました。その意味では評価をいたしております。

それで、実際のアクションプランをやっていくときに、先ほど知事さんからも「巨大な財源がかかりまして」というお話をありました。やっぱりこれは、県と、それから市町とやることで、ここに書いてある内容の中でも、当然のことながら市町がなおさらやらなければならぬことがたくさんございます。例えば、これだけの避難民が出てくるとなると、当然のことながら、避難場所だって、より探しなくちゃいけない。それも場合によったら建設する必要もあるというように、相当個別に必要になってくることが出てまいります。

それについて、やはり本的に、いつもこういう席では、市町はいつも県に「金くれ、金くれ」と言ってばかり。そうではなくて、私は、それを短期間にやる場合には、大き

な財布の場合には比較的融通がききますけれども、小さな財布の市や町の場合には、それはいつても、ある一定の期間にやるということが、非常に融通がききにくい面もございます。ですから、そういう意味を含めて、ぜひ財政的な支援をお願いいたしたいと。その財政的な支援と、私ども、一緒にあわせてやることによって、このアクションプログラムが、34年まででございますよね。それまでの実行の可能性が相当強くなるということを思いますので、それをまずお願いたしたい。

それから2番目に、先ほど「静岡モデル」の話が出てまいりました。これ、とても興味のあることです。それで、今度の地震の場合に、海岸を抱えた市町にとりまして、やはりレベル1で防潮堤の、いわゆる津波に対する整備をしていくと。それで、実際には、しかしながらレベル2の地震が来るかもしれないというのは、これは県もさようであると思いますが、私どもも、そういうふうなことで、沿岸の市民は、ある種危機感を抱いています。そのときに、やっぱりそうは言っても、全体的な、先ほど「事前」という言葉を説明の方もお使いになられましたけれども、やっぱりそのとおりでございまして、片や財政的な余裕もあってという、そういう理由もあるかもしれませんけれども、そのときに、各いわゆる「静岡モデル」でやって、それは一市でやることもあるし、周りの複数の市でやることもあると思いますけれども、ぜひその中に県が入っていただいて、しかもそこで議論した内容を可能な限り採択していくという、「ああ、お話があつて結構でございました」ではなくて、やっぱり採択していくという姿勢も持っていただきたい。ですから、話し合いの中にぜひ県も入っていただいて、というように思います。

以上、全部で2点なのですけれども、私のほうからお願いをいたします。

○川勝会長 わかりました。しっかり受けとめます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○日本放送協会静岡放送局長 NHKの本保と申します。

今伺った話は、ハード面のことが多かったと思うのですけれども、実際にはソフト面の対策も書かれているわけですけれども、ソフト面は、あまり今はお話の上では詳しくはなかったように思うんですけども、実際、例えば津波を考えた場合には、その地域、その地域に住んでいる人が、大きな揺れを感じたらどうすればいいか、どこへ逃げればいいかということが、全ての地域で非常に明確になっているということが多分重要だと思うんですけども、この新たなハザードマップの整備推進というのは、そういうことを大体想定して盛り込んでいるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○川勝会長 はい。そういうことです。

いかがでしょうか、ほかに。

原田市長さん、市長会の代表としておっしゃっていましたけれども、もう県と具体的な市町との共同作業というのが前提であるということで、一緒にやってまいりたいということでございます。ハード・ソフト、これは両方組み合わせてやっていく必要があるということでございまして、今回の第4次地震被害想定に基づきまして、ソフト面での訓練を含めて、今おっしゃったような、しっかりととした避難ルート、避難場所。そしてまた自主防災組織を含めた、それぞれの方々の役割を明確にしていく必要があるというふうに思っております。

ほかに、いかがでしょうか。

時間的には、まだ若干余裕がございますので、ご自由に御発言をしていただいても結構でございますが。

これからタイムスケジュールについて、第二次報告が大体いつごろということだったでしょうか。

○危機管理監 第二次報告でございますけれども、ライフラインの関係、それから経済的被害が主要なものとなってございますが、先ほど説明の中でも申し上げました、2003年の中央防災会議のモデルの三連動のものについて、私どもが今得ている情報でございますと、7月早々にも新しいモデルが出てくるという可能性がございます。そうした場合に、改めて計算をし直してみて、修正の必要があるかどうかということも含めまして、第二次報告の中で御報告をしたいということを考えておりますので、現段階では秋ということでございます。もう少し時期が明確になりましたら、その時点で皆様にもお知らせをしたいと思います。

以上でございます。

○川勝会長 よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様には、円滑な進行に御協力を賜わりまして、まことにありがとうございました。御礼を申し上げます。

○司会 以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。本日はまことにありがとうございました。

午後4時38分閉会

平成 25 年度静岡県防災会議の議事録は、以上のとおり相違ないことを  
確認する。

平成 25 年 8 月 8 日

(議事録署名人)

委員(農林水産省関東農政局静岡地域センター)

西 村 進



委員(一般社団法人静岡県 L P ガス協会)

館 林 一 樹

